電力供給条件仕様書

1　概要

(1)　件名　十日町市下水処理センターほか12施設で使用する電力の供給

(2)　履行場所　別紙１のとおり

(3)　業種（用途）　　公用・公共施設（下水処理場ほか）

2　仕様

(1)　電気方式等　別紙１のとおり

(2)　契約電力及び予定使用電力量

ア　契約電力　別紙１のとおり

ただし、各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

イ　予定使用電力量　別紙１の年間電力量を予定使用量とする。（令和９年４月～令和10年３月）

ただし、気象条件や社会経済情勢によって増減する可能性がある。なお、見積金額の算定にあたっては、別紙１に記載の数量により１年間の金額を算定すること。

ウ　使用電力量実績　別紙１のとおり

(3)　供給期間

令和９年４月１日０時から令和10年３月31日24時まで

(4)　供給地点

対象建物の十日町市所有の開閉器の電源側接続点

(5)　電気工作物の財産分界点

供給地点に同じ。ただし、取引用計量装置は、一般送配電事業者の所有とする。

(6)　保安上の責任分界点

供給地点に同じ。

3　その他

(1)　力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、十日町市管内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

(2)　見積金額の算定にあたっては、力率を100パーセントとし、燃料費等調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、市指定の単価とすること。なお、市指定の単価は、積算内訳書の様式に記載のとおり。

(3)　電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとお

りとする。

ア　契約電力及び最大需要電力の単位は１キロワットとし、その端数は小数点以下第１位を四捨五入する。

イ　使用電力量の単位は１キロワットアワーとし、その端数は小数点以下第１位を四捨五入する。

ウ　料金その他の計算における合計金額の単位は１円とし、その小数点以下を切り捨てる。

エ　力率の単位は１パーセントとし、その端数は小数点以下第１位を四捨五入する。

(4)　使用電力量の検針後、検針結果（種別、使用電力量、単価、料金等）を速やかに各施設へ通知するものとし、全施設の検針結果について取りまとめの上、十日町市に提出するものとする。提出形式、方法、時期については十日町市の指定によるものとする。

(5)　電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業者と調整すること。

(6)　この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。